

# 保護預り規定兼振替決済口座管理規定 (通帳式)

令和4年1月1日改定

## (この規定の趣旨)

**第1条** この規定は、お客さまから当金庫が次に掲げる証券（以下「国債証券等」といいます。）をお預りし、又はお客さまが社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取り扱う国債（以下「振込国債」といいます。）に係る口座を当金庫に開設するに際し、当金庫とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

- ① 国債証券
  - ② 地方債証券
  - ③ 政府保証債券
2. 当金庫は、前項にかかわらず、相当の理由があるときは国債証券等のお預り、又は振込国債に係る口座の開設および振替による受入れをお断りすることがあります。
3. この規定に従ってお預りした国債証券等を以下「保護預り証券」といい、保護預り証券と振込国債とをあわせて以下「振替債等」といいます。

## (保護預り証券の保管方法及び保管場所)

**第2条** 当金庫は、保護預り証券について、この規定及び金融商品取引法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- ① 保護預り証券は、当金庫において保管し、特にお申し出がない限り他のお客さまの同銘柄の証券と区別することなく混合して保管（以下「混合保管」といいます。）できるものとします
- ② 前号による混合保管は大券をもって行うことがあります

## (混合保管に関する同意事項)

**第3条** 前条の規定により混合保管する国債証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

- ① 保護預り証券の数又は額に応じて、同銘柄の国債証券等に対して、共有権又は準共有権を取得すること
- ② 新たに国債証券等をお預りするとき又は保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客さまと協議を要しないこと

## (振替決済口座)

**第4条** 振込国債に係るお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）は、振替法に基づく口座管理機関として、当金庫が備え置く振替口座簿において開設します。

2. 振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振込国債の記載又は記録をする内訳区分と、それ以外の振込国

債の記載又は記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。

3. 当金庫は、お客さまが振込国債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

#### (共通番号の届出)

**第4条の2** お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、保護預かり口座又は振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客さまの共通番号を当金庫にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

#### (保護預り口座又は振替決済口座の開設)

- 第5条** 国債証券等については当金庫に対して保護預り口座を開設した場合に限り保護預りを、振込国債については振替決済口座を開設した場合に限りその管理を受け付けることとし、当該口座開設の際は当金庫所定の「債券取引口座設定申込書」をご提出ください。
2. 当金庫は、お客さまから「債券取引口座設定申込書」による口座開設の申し込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく口座を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。
  3. 「債券取引口座設定申込書」に押印された印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。
  4. 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。

#### (契約期間等)

- 第6条** この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。
2. この契約は、お客さま又は当金庫から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

#### (手数料)

- 第7条** 当金庫は、この規定に基づく口座の開設時及び第6条に定める契約期間ごとに手数料をいただくことがあります。
2. 当金庫は、前項の場合、お客さまが指定した預金口座（以下「指定口座」といいます。）に手数料に相当する金額がないときは、第16条により当金庫が受け取る振替債等の償還金（第15条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）、利子又は買取り代金等（以下「償還金等」といいます。）から手数料に充当することができるものとします。

#### (預入れ及び返還)

**第8条** 保護預りの国債証券等を預け入れるときは、お客さま又はお客さまがあらかじめ届け出た代

理人（以下「お客さま等」といいます。）が当金庫所定の依頼書に届出の印鑑（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。

2. 保護預り証券の全部又は一部の返還をご請求になるときは、その7営業日前までにその旨をお申し出のうえ、返還の際に前項に準じた手続きにより、保護預り証券をお引き取りください。
3. 利子支払期日の7営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、国債証券等の預入れ及び保護預り証券の返還をすることはできません。
4. 保護預り証券は、お客さま等がお引き取りになるまでは、この規定により当金庫がお預りしているものとします。

### （振替の申請）

**第9条** お客さまは、振替決済口座に記載又は記録されている振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当金庫に対し、振替の申請をすることができます。

- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
  - ② 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他日本銀行が定めるもの
  - ③ 振込国債の償還期日又は利子支払期日の7営業日前から前営業日までの範囲内において日本銀行が定める期間中に振替を行うもの
2. 前項に基づき、お客さまが振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当金庫に提示いただかなければなりません。
    - ① 減額及び増額の記載又は記録がされるべき振込国債の銘柄及び金額
    - ② お客さまの振替決済口座において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
    - ③ 振替先口座
    - ④ 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
  3. 前項第1号の金額は、その振込国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
  4. 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。
  5. 振込国債の全部又は一部を振替えるときは、その7営業日前までにその旨をお申し出のうえ、お客さま等が当金庫所定の依頼書に届出の印鑑（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
  6. 当金庫に振込国債の買取りを請求される場合、前項の手続きをまたずに振込国債の振替の申請があったものとして取り扱います。

### （他の口座管理機関への振替）

**第10条** 当金庫は、お客さまからお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。

また、当金庫で振込国債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当金庫及び口座を開設している事務所名、口座番号、口座名等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われなことがあります。

2. 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当金庫所定の振替口座依頼書によりお申し込みください。

### **(担保の設定)**

**第 11 条** お客さまの振込国債について、担保を設定される場合は、当金庫が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、日本銀行が定める事務手続きに従い、振替処理により行います。

### **(分離適格振込国債に係る元利分離申請)**

**第 12 条** 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離適格振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当金庫に対し、元利分離の申請をすることができます。

- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの
- ② 当該分離適格振込国債の償還期日又は利子支払期日の 7 営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行の定める期間中に元利分離を行うもの
2. 前項に基づき、お客さまが元利分離の申請を行うに当っては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当金庫に提示いただかなければなりません。
  - ① 減額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
  - ② お客さまの振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別
3. 前項第 1 号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

### **(分離元本振込国債等の元利統合申請)**

**第 13 条** 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離元本振込国債及び分離利息振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当金庫に対し、元利統合の申請をすることができます。

- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの
- ② 当該分離元本振込国債と名称及び記号が同じ分離適格振込国債の償還期日又は利子支払期日の 7 営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行の定める期間中に元利統合を行うもの
2. 前項に基づき、お客さまが元利統合の申請を行うに当っては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当金庫に提示いただかなければなりません。
  - ① 増額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
  - ② お客さまの振替決済口座において減額の記載又は記録がされるべき種別
3. 前項第 1 号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

### **(保護預り証券の返還または振込国債の抹消の申請に準ずる取扱い)**

**第 14 条** 当金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 8 条第 2 項の手続きをまたずに保護預り証券の返還の請求が、又は振替法に基づく振込国債の抹消の申請があったものとして、当金庫がお客さまにかわって手続きさせていただきます。

- ① 当金庫に保護預り証券の買取りを請求される場合
- ② 当金庫が第 16 条により振替債等の償還金（分離利息振込国債の場合は、利子の支払）を受け取る場合
- ③ 保護預り証券から代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合

### **(抽選償還)**

**第 15 条** 混合保管中の保護預り証券が抽選償還に当選した場合には、被償還者及び償還額の決定は当金庫において公正かつ厳正に行います。

### **(償還金等の受入れ等)**

**第 16 条** 振替債等の元金又は利子の支払いがあるときは、当金庫がお客さまに代ってこれを受領し、指定口座に入金します。

2. 振替決済口座に記載又は記録されている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の元金及び利子の支払があるときは、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当金庫がお客さまに代って日本銀行からこれを受領し、指定口座に入金します。
3. 当金庫は、第 2 項の規定に係わらず、お客さまからのお申し込みがあれば、お客さまの振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の利子の全部又は一部を、お客さまがあらかじめ指定された、当金庫に預金口座を開設している他のお客さまに配分することができます。

### **(連絡事項)**

**第 17 条** 当金庫は、「債券保護預り通帳」（以下「通帳」といいます。）に振替債等の銘柄、受渡日及び預り残高等の法令で定める事項を、残高照合のための報告内容を含めて記帳します。

2. 当金庫が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

### **(届出事項の変更)**

**第 18 条** 通帳及び印鑑を失ったとき、又は印鑑、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫へお届ください。この場合、印鑑証明書、住民票の写し等の必要書類をご提出又は個人番号カード、法人番号通知書等をご提示願うことがあります。

2. 前項により届出があった場合、当金庫の事務手続きが完了した後でなければ国債証券等の受入れ、保護預り証券の返還、振込国債の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3. 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、住所、共通番号等とします。

### **(当金庫の連帯保証義務)**

**第19条** 日本銀行が、振替法等に基づき、お客さま（振替法第11条第2項に定める加入者に限りません。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当金庫がこれを連帯して保証いたします。

- ① 振込国債（分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債を除きます。）の振替手続を行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金及び利子の支払をする義務
- ② 分離適格振込国債、分離元本振込国債または分離利息振込国債の振替手続を行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離利息振込国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払をする義務
- ③ その他、日本銀行において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

### **(反社会的勢力との取引拒絶)**

**第20条** この契約は、お客さまが第21条第5項各号のいずれにも該当しない場合に利用できるものとし、第21条第5項各号の一にでも該当する場合には、当金庫は保護預り又は振替決済口座の開設をお断りするものとします。

### **(解約等)**

**第21条** この契約は、お客さまのお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その7営業日前までにその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客さまが当金庫所定の解約依頼書に届出の印鑑（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出し、保護預り証券をお引き取り又は振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第6条によるお客さまからのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。

2. 前項にかかわらず、振替債等の利金支払期日の7営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、この契約の解約をすることはできません。
3. 保護預り証券は、お客さまがお引き取りになるまでは、この規定により当金庫がお預りします。
4. 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫でお手続きのうえ、保護預り証券をお引き取り又は振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第6

条による当金庫からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- ① お客さまが手数料を支払わないとき
  - ② お客さまについて相続の開始があったとき
  - ③ お客さま等がこの規定に違反したとき
  - ④ やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき
5. 前項のほか、次の各号の一にでも該当すると認められる場合には、当金庫は取引を停止し、又はお客さまに通知をすることにより、この契約を解約できるものとします。この場合、直ちに当金庫でお手続きのうえ、保護預り証券をお引き取り又は振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。
- (1)お客さまが次のいずれかに該当したことが判明した場合
- A. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）
  - B. 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - C. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - D. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - E. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - F. 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2)お客さまが、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当金庫の信用を毀損し、又は当金庫の業務を妨害する行為
  - E. その他前各号に準ずる行為
6. 解約時の取扱いについては、次の各号のとおりとします。
- ①第4項又は第5項に基づく解約のうち保護預り証券については、当金庫において、保護預り証券及び金銭の返還を行います。
  - ②保護預り証券のうち現状による返還が困難なものについては、当金庫において、お客さまのご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。
  - ③第4項又は第5項に基づく解約のうち振込国債については、当金庫において、お客さまのご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

#### **(緊急措置)**

**第22条** 法令の定めるところにより振替債等の引渡しを求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当金庫は臨機の処置をすることができるものとします。

### **(公示催告等の調査)**

**第 23 条** 当金庫は、保護預り証券について、公示催告・除権判決の公告等についての調査義務は負いません。

### **(保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止)**

**第 24 条** この契約によるお客さまの保護預りに関する権利は、譲渡又は質入れすることはできません。

### **(免責事項)**

**第 25 条** 当金庫は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第 18 条第 1 項による届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れ又は保護預り証券の返還、振込国債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、国債証券等を受入れ又は保護預り証券を返還又は振込国債の振替又は抹消をしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当金庫の責めによらない事由により保管施設または記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の受入れ又は保護預り証券の返還、振込国債の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、振込国債の記録が滅失等した場合、又は第 16 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 第 22 条の事由により、当金庫が臨機の処置をした場合に生じた損害

### **(振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意)**

**第 26 条** 有価証券の無券面化を柱とする社債等の振替に関する法律に基づく振替決済制度において、当金庫が口座管理機関として取り扱うことのできる有価証券のうち、当金庫がお客さまからお預りしている有価証券であって、あらかじめお客さまから同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申し込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客さまとの間の権利義務関係について本規定の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

### **(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)**

**第 27 条** 振替法の施行に伴い、お客さまが有する特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債（以下「特例社債等」といいます。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客さまから当該特例社債等の証券（当該特例社債等が社債



等登録法第3条第1項の規定により登録されているものである場合には、登録内容証明書)のご提出を受けた場合には、振替法等に基づきお客さまに求められている第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当金庫が代わって行うこと並びに第3号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ①振替法附則第14条(同法附則第27条から第31条まで又は第36条において準用する場合を含む。)において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)への申請
- ②その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等
- ③移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
- ④振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当金庫の口座(自己口)を経由して行う場合があること
- ⑤振替法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、この規定により管理すること

#### (規定の変更)

**第28条** この規定は、法令の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき、変更することがあります。

変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。

なお、変更の内容が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。

以上